

令和7年第4回龍ヶ崎市議会定例会議案

議案第1号	龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	…	1
議案第2号	龍ヶ崎市犯罪被害者等支援条例について	…	1 1
議案第3号	龍ヶ崎市出張所設置条例の一部を改正する条例について	…	1 4
議案第4号	龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	…	1 5
議案第5号	龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	…	1 6
議案第6号	龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について	…	1 7
議案第7号	龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について	…	2 0
議案第8号	令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）	…	別冊1
議案第9号	令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	…	別冊1
議案第10号	令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	…	別冊1
議案第11号	令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）	…	別冊1
議案第12号	令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	…	別冊1
議案第13号	令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第5号）	…	別冊2
議案第14号	龍ヶ崎市公平委員会委員の選任について	…	2 2
議案第15号	龍ヶ崎市公平委員会委員の選任について	…	2 4

報告第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号））	…	26	
				（別冊2）
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第4号））	…	27	
				（別冊2）
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）	…	28	
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）	…	30	
報告第5号	専決処分の報告について（和解に関することについて）	…	32	

議案第1号

龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり定める。

令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条・第34条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他

の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- (1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども
- (2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあ

るのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第2号

龍ヶ崎市犯罪被害者等支援条例について

龍ヶ崎市犯罪被害者等支援条例を次のとおり定める。

令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第5条の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及びそれらの者が市内において組織する団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、配慮に欠ける言動、誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (8) 関係機関 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に、かつ、途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次的被害の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の充実に努めるものとする。
(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の重要性についての理解を深め、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業者が犯罪被害者等となった場合には、当該従業者が被害に係る刑事に関する手続等に適切に関与することができるようにするため、その就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。
(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、並びに関係機関との連絡調整を図るものとする。

(日常生活の支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 経済的負担の軽減を図るために、見舞金の給付等必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた必要な支援を行うこと。
- (3) 従前の住居に居住することが困難となった場合における一時的な住居の提供その他居住の安定を図るために必要な支援を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を行うこと。

(安全の確保)

第8条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発活動)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性並びに再被害及び二次的被害の防止の重要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動その他の必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第11条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるようにするため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の制限)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切ではないと認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等に対する支援を行わないものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第3号

龍ヶ崎市出張所設置条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市出張所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市出張所設置条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市出張所設置条例（昭和61年龍ヶ崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び所管区域) 第2条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
龍ヶ崎市東部出張所	龍ヶ崎市中里2丁目1番地1	龍ヶ崎市 の全域	<u>龍ヶ崎市西部出張所</u>	<u>龍ヶ崎市馴柴町1区21番地1</u>	龍ヶ崎市 の全域
龍ヶ崎市市民窓口ステーション	龍ヶ崎市小柴5丁目1番地2		龍ヶ崎市東部出張所	龍ヶ崎市中里2丁目1番地1	
			龍ヶ崎市市民窓口ステーション	龍ヶ崎市小柴5丁目1番地2	

付 則
 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号

龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市立保育所設置条例（昭和42年龍ヶ崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 省 略 <u>（乳児等通園支援事業）</u> 第3条 保育所は、 <u>児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う。</u> 第4条 } 第5条 } 省 略 第6条 } 第7条 }	第2条 省 略 第3条 } 第4条 } 省 略 第5条 } 第6条 }

付 則
 この条例は、令和8年2月1日から施行する。

議案第5号

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年龍ヶ崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号 <u>(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年龍ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>龍ヶ崎市<u>特定教育・保育施設等</u>の利用者負担等に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、<u>子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関して利用者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）</u>、<u>市立保育所の給食費及び延長保育料並びに乳児等のための支援給付に係る特定乳児等通園支援の利用に関して利用者が負担する費用（以下「利用料」という。）</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（市立保育所給食費）</p> <p>第5条 市長は、市立保育所において食事（以下「市立保育所給食」という。）の提供を受けた法第19条第2号に掲げる教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等<u>及び乳児等支援給付認定子どもの乳児等支援給付認定保護者又は扶養義務者（以下「乳児等支援給付認定保護者等」という。）</u>から、規則で定める額の給食費を徴収す</p>	<p>龍ヶ崎市<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業</u>の利用者負担等に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、<u>子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関して利用者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）</u>並びに<u>市立保育所の給食費及び延長保育料について、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（市立保育所給食費）</p> <p>第5条 市長は、市立保育所において食事（以下「市立保育所給食」という。）の提供を受けた法第19条第2号に掲げる教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から、規則で定める額の給食費を徴収するものとする。</p>

るものとする。

2 省 略
第6条 省 略

(利用料)

第7条 利用料は、規則で定める額とする。

2 前項の利用料は、乳児等支援給付認定保護者等が乳児等支援給付認定子どもについて、市立保育所が行う特定乳児等通園支援を利用した場合は市長が、市立保育所以外の特定乳児等通園支援事業者が行う特定乳児等通園支援を利用した場合は当該特定乳児等通園支援事業者が徴収するものとする。

(利用者負担額の決定等)

第8条 市長は、第3条の利用者負担額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定子どもに対し、その旨を通知するものとする。

(利用者負担額等の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより第3条の利用者負担額、第5条の給食費、第6条の延長保育料又は第7条第1項の利用料（以下「利用者負担額等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額等の納付期限)

第10条 省 略

2 第5条の給食費の納付期限は、教育・保育給付認定保護者等にあつては法第19条第2号に掲げる教育・保育給付認定子どもが市立保育所給食の提供を受けた当該月の末日（12月にあつては、25日）とし、乳児等支援給付認定保護者等にあつては乳児等支援給付認定子どもが市立保育所給食の提供を受けた当該月の翌月の末日（12月にあ

2 省 略
第6条 省 略

(利用者負担額等の決定等)

第7条 市長は、第3条の利用者負担額、第5条の給食費又は前条の延長保育料（以下「利用者負担額等」という。）の額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定子どもに対し、その旨を通知するものとする。

(利用者負担額等の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより利用者負担額等を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額等の納付期限)

第9条 省 略

2 第5条の給食費の納付期限は、市立保育所給食の提供を受けた当該月の末日（12月にあつては、25日）とする。

<p>つては、25日)とする。</p>	
<p>3 省 略</p>	<p>3 省 略</p>
<p>4 <u>第7条第1項の利用料の納付期限は、特定乳児等通園支援を利用した当該月の翌月の末日（12月にあつては、25日）とする。</u></p>	
<p>5 前3項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、別に利用者負担額等の納付期限を定めることができる。</p>	<p>4 前2項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、別に利用者負担額等の納付期限を定めることができる。</p>
<p>第11条 省 略</p>	<p>第10条 省 略</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の第1条、第5条第1項、第7条第2項並びに第10条第2項及び第4項の規定の適用については、第1条中「乳児等のための支援給付に係る特定乳児等通園支援」とあるのは、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）」と、第5条第1項中「乳児等支援給付認定子どもの乳児等支援給付認定保護者又は扶養義務者（以下「乳児等支援給付認定保護者等」とあるのは、「乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児の保護者又は扶養義務者（以下「乳児等通園支援事業利用保護者等」と、第7条第2項中「乳児等支援給付認定保護者等が乳児等支援給付認定子どもについて、市立保育所が行う特定乳児等通園支援を利用した場合は市長が、市立保育所以外の特定乳児等通園支援事業者が行う特定乳児等通園支援を利用した場合は当該特定乳児等通園支援事業者が」とあるのは、「乳児等通園支援事業利用保護者等が乳児又は幼児について、乳児等通園支援事業を利用した場合は、市長が」と、第10条第2項中「乳児等支援給付認定保護者等にあつては乳児等支援給付認定子どもが」とあるのは、「乳児等通園支援事業利用保護者等にあつては乳児等通園支援事業を利用した乳児又は幼児が」と、同条第4項中「特定乳児等通園支援」とあるのは、「乳児等通園支援事業」とする。

議案第7号

龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市火入れに関する条例（昭和59年龍ヶ崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>規則で定めるところにより、その旨を市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 申請者は、<u>前項の規定による申請に当たり、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定めなければならない。</u> （許可の要件）</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の5日前までに、火入許可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に2部提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</u></p> <p>(2) <u>火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</u></p> <p>(3) <u>申請者が、請負又は委託契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負又は委託契約書の写し</u></p> <p>2 申請者は、<u>火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、前項の申請書に明示しなければならない。</u></p> <p>（許可の要件）</p>

第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の全てに該当する場合でなければ許可しない。

(1) 省 略

(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 省 略

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可しない。

(1) 省 略

(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（様式第2号）を交付するものとする。

2 省 略

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第14号

龍ヶ崎市公平委員会委員の選任について

下記の者を龍ヶ崎市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 氏 名 明 石 順 一
- 2 住 所 龍ヶ崎市久保台4丁目1番地5
ライフヒルズ星の郷西1番館304号室
- 3 生年月日 昭和43年2月5日

(参考資料)

- 1 氏 名 あかし じゅん いち
明 石 順 一
- 2 略 歴 中央大学法学部政治学科卒業
中央大学大学院法務研究科修了
最高裁判所司法研修所修了
本島信法律事務所勤務
龍ヶ崎法律事務所開設
龍ヶ崎市官製談合再発防止対策検討委員会委員
龍ヶ崎市公平委員会委員

議案第15号

龍ヶ崎市公平委員会委員の選任について

下記の者を龍ヶ崎市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 氏 名 矢口 とし子
- 2 住 所 龍ヶ崎市長峰町1087番地の1
- 3 生年月日 昭和31年3月2日

(参考資料)

- 1 氏 名 矢 口 とし子
- 2 略 歴 富士短期大学企業経営学科卒業
龍ヶ崎市企画財務部税務課課長補佐
龍ヶ崎市健康福祉部保険年金課課長補佐
龍ヶ崎市健康福祉部こども課長

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第16号

和解に関することについて

令和7年5月21日午後3時20分頃、龍ヶ崎市久保台2丁目3番地の龍ヶ崎市立久保台小学校のプール脇の通路において、同校の児童が止水弁のハンドホール内に足を落として負傷した事故に伴う、当該児童に対する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和7年10月22日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金36,290円

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第17号

和解に関することについて

令和7年7月23日午後9時頃、龍ヶ崎市羽原町312番地2地先の市道第Ⅱ-9号線において、当該道路と市道第4-276号線が接する部分に生じた段差により、龍ヶ崎市に在住の方が所有する小型乗用車のタイヤを破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和7年10月29日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金3,540円

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月20日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第18号

和解に関することについて

令和7年7月20日午後2時頃、茨城県稲敷市釜井873番地先の県道竜ヶ崎潮来線において、稲敷市に在住の方が運転する軽乗用車が公用車に追突した事故に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、これを処分する。

令和7年10月29日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

和解の内容 相手方が、本件事故により生じた損害の全てを賠償するものとする。